

お知らせ

実践  
している

# 防災アイデア大募集!

めぐる区報9月1日号で、防災に関する特集を予定しています。送っていただいた防災のアイデアや知恵などを紙面でご紹介したいと考えています。皆さんが実践していることを、写真やコメントでぜひお寄せください。詳細は区画(コード①)をご覧ください。

回答期限 6月28日(金)



防災アイデアの  
実践例!



棚が開かないように固定



棚が倒れないように固定

区広報課 ☎5722-9486、FAX5722-8674

お知らせ

## ぜひお立ち寄りください 涼み処を開設しています



日中を涼しく過ごし、水分補給ができる涼み処を開設しています。どなたでもご利用いただけます。

時6月1日(土)~9月30日(月) 9:00~17:00(日曜日、祝日を除く)  
場高齢者センター(目黒1-25-26 田道ふれあい館内)、老人いこいの家(下表。コード②)

老人いこいの家

名称	所在地	名称	所在地
駒場	駒場1-26-6	鷹番	鷹番3-17-20
菅刈	青葉台2-10-18	月光原	目黒本町4-16-18
東山	東山2-24-30	向原	目黒本町5-22-11
烏森	上目黒3-44-2	碑	碑文谷2-16-6
上二	上目黒2-10-4	原町	原町2-2-14
田道	目黒3-1-18	大岡山東	碑文谷3-15-5
三田分室	三田2-10-33	平町	平町2-4-10
下目黒	下目黒2-20-19	中根	大岡山1-37-2
不動	下目黒6-8-23	自由が丘	自由が丘1-23-26
上目黒	上目黒4-18-15	宮前分室	八雲3-22-15
中町	中町1-6-19	八雲	八雲1-10-5
五本木	五本木2-11-29	東根	東が丘1-7-14

区高齢福祉課いきがい支援係 ☎5722-9837、FAX5722-9474

催し物

## 区展作品募集



区展(目黒区民作品展)は、区民の日(10月1日)制定を記念して昭和52年から開催しています。気軽に参加できる作品展で、毎年多くのかたから作品が寄せられ、出品者や入館者が交流しています。

作品の申し込み方法など詳細は、応募要項(地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター、社会教育館などで配布)、または区画(コード③)をご覧ください。

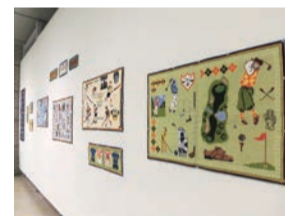
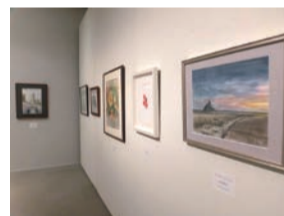
開催日時 9月18日(水)~29日(日) 10:00~17:30。最終日は15:00まで。入館は閉館時間の30分前まで。(9月24日は休館)

場目黒区美術館(目黒2-4-36 区民センター内)

募集作品 手工芸・写真・絵画・書

¥1作品500円

申込期限 8月13日(必着)



区区展実行委員会(古明地) ☎3723-5853

お知らせ

## シニア世代の生きがいや楽しみが見つかる! 竹の子クラブ



竹の子クラブは、老人いこいの家を拠点とし、区内在住のおおむね60歳以上のかたなら、どなたでも入会できるクラブです。区内で、約3,500人が活動しています。幅広い活動を通して、健康や仲間づくりなど、生活に生きがいや楽しみを見つけることができます(コード④)。

活動内容

健康増進活動 体操、踊り、輪投げ、手のひら健康バレー、グラウンドゴルフ、歩こう会ほか

生きがい活動 健康麻雀、書道、華道、手芸、フラダンスほか

ボランティア活動 切手整理、公園清掃ほか

その他の活動 誕生会、スマートフォン教室ほか

連合会行事 芸能大会、輪投げ大会、グラウンドゴルフ大会、映画会ほか

年会費・入会方法

年会費は1,500円です。入会希望者は高齢福祉課いきがい支援係または老人いこいの家にお問い合わせください。

区高齢福祉課いきがい支援係 ☎5722-9837、FAX5722-9474

お知らせ

## 6年度の区税条例の改正



地方税法が改正され、3月に区税条例を改正しました。改正の主な内容は、次のとおりです。詳細は、区画(コード⑤)をご覧ください。

個人住民税の定額減税

賃金上昇が物価高に追いついていない国民負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、6年度(一部7年度)の個人住民税の所得割額から一定額の減税を行う定額減税を実施します。

⑤6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者(均等割のみ課税されるかたを除く)

減税額

納税者・配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円

能登半島地震災害の被災に係る雑損控除の特例

1月1日に発生した能登半島地震による損失は、通常は6年中の損失として、7年度個人住民税から雑損控除されますが、被災者への早期の税負担軽減のため、納税義務者の選択により、1年前倒しして5年中の損失として、6年度個人住民税の所得から雑損控除できます。

区税務課税務係 ☎5722-9819、FAX5722-9324